

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月15日

【四半期会計期間】 第14期第4四半期(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役IR室長 中野 誠二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役IR室長 中野 誠二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第14期より決算期を毎年8月31日から毎年12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度は平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月間となるため、第14期第4四半期として四半期報告書を提出いたします。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次                       |      | 第14期<br>第4四半期<br>連結累計期間     |
|--------------------------|------|-----------------------------|
| 会計期間                     |      | 自 平成24年9月1日<br>至 平成25年8月31日 |
| 売上高                      | (千円) | 15,489,342                  |
| 経常損失( )                  | (千円) | 724,582                     |
| 四半期純損失( )                | (千円) | 719,752                     |
| 四半期包括利益                  | (千円) | 732,193                     |
| 純資産額                     | (千円) | 4,390,107                   |
| 総資産額                     | (千円) | 8,822,780                   |
| 1株当たり四半期純損失金額( )         | (円)  | 27.00                       |
| 潜在株式調整後1株当たり<br>四半期純利益金額 | (円)  | -                           |
| 自己資本比率                   | (%)  | 49.3                        |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー     | (千円) | 1,759,855                   |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー     | (千円) | 2,327,258                   |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー     | (千円) | 4,996,299                   |
| 現金及び現金同等物の<br>四半期末残高     | (千円) | 2,863,507                   |

| 回次            |     | 第14期<br>第4四半期<br>連結会計期間     |
|---------------|-----|-----------------------------|
| 会計期間          |     | 自 平成25年6月1日<br>至 平成25年8月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 | (円) | 1.76                        |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第4四半期連結累計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第14期は決算期変更により、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月の変則決算となっております。

## 2 【事業の内容】

当第4四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、特にKLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられることから連結の範囲に含めており、また、メディアインクルーズ株式会社及び可来<sup>8F5F</sup><sub>8F5F</sub>件<sup>5F53</sup><sub>5F53</sub>（上海）有限公司（KLab China）の株式を取得し、連結子会社化いたしました。

さらに、第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合を今後重要性が増すと考えられることから持分法適用の範囲に含めております。

この結果、当社グループは、当社及び連結子会社5社、持分法適用関連会社1社により構成されることとなりました。連結子会社5社はゲーム事業セグメントに分類しており、持分法適用関連会社はその他事業セグメントに分類しております。

## 第2 【事業の状況】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期及び前連結会計年度末との対比は行っておりません。

### 1 【事業等のリスク】

当第4四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第4四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第4四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第4四半期連結累計期間における我が国経済は、現政権によるデフレ脱却に向けた金融緩和や景気回復のための各種政策への期待感から、円安傾向に進み、株式市場も上昇するなど、回復の兆しが見られます。一方で、欧州経済の停滞に加え新興国の景気減速が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としては、日本国内のスマートフォン利用者の割合は、平成25年4月には48.2%（前年同期比9.6%増加）となり（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会：平成25年度 携帯電話の利用実態調査）、世界の携帯電話販売台数に占めるスマートフォンの割合が平成27年には51.8%と、半数以上になる（総務省：平成24年版 情報通信白書）と予想されております。

当社グループにおきましては、7本のネイティブゲームと3本のブラウザゲームの提供を開始しました。特に平成25年6月に提供を開始した「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」（国内Google Play版）は開始から6日で国内Google Play人気の新着アプリ（無料）ランキングでTOP10に入るなど、業績に貢献しました。

「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」（国内App Store版）や「幽遊 白書-魔界統一最強バトル-」（国内Google Play版）は第3四半期から引き続き好調に推移しましたが、一方で、「Lord of the Dragons」（国内/グローバルApp Store版）の売上が想定より減少したことにより、売上高はほぼ計画通りとなりましたが、売上原価に含まれる著作権使用料が増加し、利益率を計画より下げる要因となりました。

しかしながら、第3四半期連結会計期間と比較して売上高が増加し、外注費を中心としたコスト削減を第3四半期からさらに推し進めたことにより、当第4四半期連結会計期間においては黒字化を達成することができました。

この結果、当第4四半期連結累計期間の業績は、売上高は15,489,342千円、営業損失927,474千円、経常損失724,582千円、四半期純損失719,752千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(ゲーム事業)

平成25年6月に「ラブライブ!スクールアイドルフェスティバル」の国内Google Play版の提供を開始したほか、平成25年8月に「Rise to the Throne」App Store版を日本と中国を除く世界161の国と地域に提供するなど、当第4四半期において7本のネイティブゲームと3本のブラウザゲームの提供を開始しました。その中でも「Eternal Uprising」と「プロ野球グランドスラム」については、国内App Store版および国内Google Play版の同時リリースを実現することができました。

「ラブライブ!スクールアイドルフェスティバル」や「幽遊白書-魔界統一最強バトル-」、「キャプテン翼~つくろうドリームチーム~」などの著作権を使用したゲームが好調に推移することにより、売上原価に含まれる著作権使用料が増加いたしました。しかしながら、激化するネイティブゲーム市場において、他社のゲームと差別化を図り、着実にヒットゲームをリリースするためには、長期間人気を継続する息の長い著作権の獲得が重要であると考えております。

この結果、当第4四半期連結累計期間の当セグメントの売上高は14,551,393千円、セグメント利益は3,342,012千円となりました。

(その他事業)

その他事業としては、引き続き大手企業のモバイル公式コンテンツサイトのインフラ運用を中心とした受託開発のほか、携帯電話・スマートフォン向け高速メール配信エンジン「アクセルメール」や個人情報検出ツール「P-Pointer」の販売、ソーシャルアプリプロバイダー向けホスティングサービス「DSAS Hosting for Social」の提供を行ってまいりました。

この結果、当第4四半期連結累計期間の当セグメントの売上高は937,949千円、セグメント利益は286,169千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第4四半期連結会計期間末における資産合計は8,822,780千円となりました。

流動資産合計は5,733,917千円となり、これは主に、現金及び預金2,868,551千円、売掛金2,059,794千円によるものであります。

固定資産合計は3,088,862千円となり、これは主に、無形固定資産1,493,090千円、投資その他の資産1,191,736千円によるものであります。

(負債の部)

当第4四半期連結会計期間末における負債合計は4,432,673千円となりました。

流動負債合計は4,303,670千円となり、これは主に、短期借入金2,850,000千円、買掛金645,303千円によるものであります。

固定負債合計は129,002千円となり、これは主に、長期借入金112,842千円によるものであります。

(純資産の部)

当第4四半期連結会計期間末における純資産合計は4,390,107千円となり、これは主に、資本金2,012,513千円、資本剰余金1,708,269千円、利益剰余金1,273,449千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第4四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は2,863,507千円となりました。

当第4四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は1,759,855千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失の計上995,445千円、法人税等の支払額1,184,365千円による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は2,327,258千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出1,477,471千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出304,177千円、本社等の増床に伴う敷金・差入保証金の差入による支出214,941千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果取得した資金は4,996,299千円となりました。これは主に、短期借入金の借入による収入6,720,000千円、株式の発行による収入2,053,334千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第4四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

1. ゲームカテゴリーの選択と集中

開発ラインを下記の4つのゲームカテゴリーに集約。それぞれのカテゴリーごとに雛形アプリを作り、効率的なゲーム開発を行っていきます。

GvG ( ) 進化型

実績の出ている「真・戦国バスター」や「Lord of the Dragons」のゲームシステムを、スマートフォン独自のUI/UXを取り入れ進化させます。

箱庭バトル

米国のモバイルオンラインゲーム市場で上位に多数ランクインしているカテゴリーであり、当社グループでも「Rise to the Throne」をすでに開発しております。

スポーツ

コンソールゲームやブラウザゲームでは常に人気のカテゴリーですが、スマートフォンゲームではまだ競合タイトルが少なく、成長余地が大きいカテゴリーです。

カジュアル

ユーザー数が多く、国内外のモバイルオンラインゲーム市場で上位にランクインしており、今後の成長が期待できるカテゴリーです。

( ) 「ギルド vs ギルド」の略であり、プレイヤーの集団同士が戦うゲームシステムの略

2. 外注費の削減

不採算案件からの撤退、海外拠点の戦力化により、外注費を抑制。平成24年12月のピーク時に月次で264,000千円であった開発外注費を、平成25年12月には116,000千円まで削減いたします。

3. 開発エンジン導入による開発の効率化

今まではエンジン等を使わないスクラッチ開発が中心になっておりました。今後は開発手法を整理一本化し、原則Unityでの開発に一本化してまいります。これにより開発効率が向上し、開発コストを低

減します。

#### 4. マネジメントの強化（当社従来のプロジェクトマネジメントへの回帰）

面白いゲーム作りを優先するという観点から、プロジェクトの自主性に任せた開発を行ってまいりましたが、その結果、スケジュール管理、コスト管理が甘くなり、新作リリースの大幅遅延、コストの増大という結果を招きました。

今後は当社が従来SI案件で培ってきたプロジェクトマネジメントノウハウをゲーム開発にも導入します。

#### 5. スタジオ制への移行

これまでは機能別組織体制を採用していたため、ゲーム開発は企画部門、開発部門にまたがって行われていましたが、従業員数の増大、ゲーム開発プロジェクトの大規模化、長期化により、この形態ではコミュニケーションロス、コストロスが顕著になっておりました。

そのため機能別大組織から権限委譲型小ユニット組織に移行し、それぞれのユニット（スタジオ）が売上責任とコスト責任の両方を負っております。

#### 6. グローバルマーケティングの強化

グローバルに向けたゲームを投入し、運営したことにより、KPIが日本と遜色ないことがわかりました。今後は、グローバル市場における売上拡大を図るため、パブリッシャーや大手同業他社と相互送客などを積極的に行っていきます。

これらの施策により、売上の最大化、コストの最小化を計ってまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

本プランに係る手続き

### A. 対象となる大規模買付け等

本プランは以下のa又はbに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### B. 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

### C. 本必要情報の提供

上記Bの意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

### D. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- a. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間



b. その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記a,bいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。(延長の期間は最大30日間とします。)

#### E. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記Dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

#### F. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記Eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

#### G. 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記Fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

#### H. 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

### 3. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 Fに記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権に、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件が付されることが予定されています。

### 4. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成24年10月22日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

### 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意思の原則

必要性・相当性確保の原則

A．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

B．合理的な客観的発動要件の設定

C．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

当第4四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、187,183千円であります。

なお、当第4四半期連結累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第4四半期連結会計期間末における従業員数は、1011名になっております。

なお、当社グループの従業員は複数のセグメントに就業しているため、セグメント別の記載はしていません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 93,618,000  |
| 計    | 93,618,000  |

###### 【発行済株式】

| 種類   | 第4四半期会計期間末<br>現在発行数(株)<br>(平成25年8月31日) | 提出日現在発行数(株)<br>(平成25年10月15日) | 上場金融商品取引所<br>名又は登録認可金融<br>商品取引業協会名 | 内容   |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 30,618,100                             | 30,628,600                   | 東京証券取引所<br>(市場第一部)                 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>また、単元株式数は100株となっております。 |
| 計    | 30,618,100                             | 30,628,600                   |                                    |  |

- (注) 1. 第4四半期会計期間末から提出日現在までの普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであります。  
2. 平成25年10月1日から、四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第4四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第8回新株予約権

|  |                            |
|--|----------------------------|
| 決議年月日(発行年月日)                           | 平成25年7月17日(平成25年8月2日)      |
| 新株予約権の数(個)                             | 4,369                      |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数                      |                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                       |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 436,900(注)1.(注)2.          |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 1,259(注)3.(注)4.            |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成25年8月5日から平成27年8月4日(注)5.  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,259<br>資本組入額 630    |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)6.                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項                            |                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)7.                      |

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は、100株であります。また、本新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個あたり2,770円であります。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 436,900 株とする。

ただし、下記(2)及び(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が下記4.の規定に従って行使価額(下記3.(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額} \div \text{調整後行使価額}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記4.(2)及び4.(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は次のとおりであります。

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,259円とする。ただし、行使価額は下記4.の規定に従って調整されるものとする。

4. 行使価額の調整は次のとおりであります。

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \div 1 \text{株当たりの時価}) \div (\text{既発行株式数} + \text{割当株式数})$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償

割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所第一部(以下「東証第一部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の合併、資本金の額の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及

びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 5．本新株予約権の行使期間

平成25年8月5日から平成27年8月4日までとする。ただし、下記8．に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 6．その他の本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

本新株予約権の一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

#### 7．当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いは次のとおりであります。

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

上記5．に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、上記5．に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額7．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記3．に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6．及び下記8．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件は次のとおりであります。

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,770円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                               | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成25年8月2日<br>(注) 1                | 241,600               | 30,286,600           | 136,987        | 1,930,045     | 136,987              | 1,625,800           |
| 平成25年8月2日<br>(注) 2                | 79,500                | 30,366,100           | 50,045         | 1,980,090     | 50,045               | 1,675,846           |
| 平成25年6月1日～<br>平成25年8月31日<br>(注) 3 | 252,000               | 30,618,100           | 32,423         | 2,012,513     | 32,423               | 1,708,269           |

- (注) 1. 第三者割当 発行価格1,134円 資本組入額567円  
 割当先 株式会社博報堂
2. 第三者割当 発行価格1,259円 資本組入額630円  
 割当先 O a k キャピタル株式会社
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 当第4四半期連結会計期間末後、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,500株、資本金が1,401千円及び資本準備金が1,401千円増加しております。



(6) 【大株主の状況】

当第4四半期会計期間末現在の「大株主の状況」については、変則決算により当第4四半期会計期間末時点において株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成25年6月30日現在

| 氏名又は名称  | 住所                                 | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|---|------------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 真田 哲弥   | 東京都江東区                             | 3,897,500    | 12.96                              |
| ザ バンク オブ ニューヨーク<br>メロン アズ エージェント<br>ビーエヌワイエム エイエ<br>ス イーエイ ダッチ ペン<br>ション オムニバス 1400<br>16<br>常任代理人 株式会社みずほ<br>コーポレート銀行決済営業部 | 東京都中央区月島4丁目16 13                   | 1,110,000    | 3.69                               |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>常任代理人 モルガン・スタン<br>レーMUF G証券株式会社   | 東京都渋谷区恵比寿4丁目20 3<br>恵比寿ガーデンプレイスタワー | 973,500      | 3.23                               |
| 日本証券金融株式会社  | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2 10                | 836,900      | 2.78                               |
| 株式会社SBI証券   | 東京都港区六本木1丁目6 1                     | 782,600      | 2.60                               |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント<br>常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社  | 東京都港区六本木6丁目10番1号<br>六本木ヒルズ森タワー     | 739,600      | 2.46                               |
| セガサミーホールディングス株式会社   | 東京都港区東新橋1丁目9番2号<br>汐留住友ビル2 1階      | 675,000      | 2.24                               |
| バンクオブニューヨーク メロン<br>エスエー エヌビー<br>フォー ビーエヌワイ ジー<br>シーエム クライアント アカ<br>ウント イー エルエス シー<br>ビー<br>常任代理人 株式会社三井住友<br>銀行             | 東京都千代田区大手町1丁目2番3号                  | 632,600      | 2.10                               |
| ドイチェ バンク アーゲー<br>ロンドン ビービー ノントリ<br>ティー クライアント 613<br>常任代理人 ドイツ証券株式会<br>社  | 東京都千代田区永田町2丁目11番1号<br>山王パークタワー     | 585,500      | 1.94                               |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社(信託口)   | 東京都港区浜松町2丁目11番3号                   | 508,500      | 1.69                               |
| 計   |                                    | 10,741,700   | 35.74                              |

(注) 上記の他、自己株式895,800株(発行済株式総数に対する所有割合2.98%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記「大株主の状況」からは除外しております。

## (7) 【議決権の状況】

当第4四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、変則決算により当第4四半期会計期間末時点において株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

| 区分             | 株式数(株)                      | 議決権の数(個) | 内容  |
|----------------|-----------------------------|----------|---|
| 無議決権株式         |                             |          |   |
| 議決権制限株式(自己株式等) |                             |          |   |
| 議決権制限株式(その他)   |                             |          |   |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式<br>895,800 |          |   |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式<br>29,152,400          | 291,524  | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式         | 普通株式<br>4,300               |          |   |
| 発行済株式総数        | 30,052,500                  |          |   |
| 総株主の議決権        |                             | 291,524  |   |

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の自己株式が、303,100株(議決権の数3,031個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

| 所有者の氏名<br>又は名称          | 所有者の住所               | 自己名義<br>所有株式数<br>(株) | 他人名義<br>所有株式数<br>(株) | 所有株式数<br>の合計<br>(株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式)<br>K L a b株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10<br>番1号 | 895,800              |                      | 895,800             | 2.98                               |
| 計                       |                      | 895,800              |                      | 895,800             | 2.98                               |

(注) 上記の他、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式は303,100株であります。これは、従業員持株E S O P信託(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社。以下、「E S O P信託」といいます。)が保有する当社株式につき、会計処理上当社とE S O P信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

(2) 当社は、平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、第14期は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月となっております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第4四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| 当第4四半期連結会計期間<br>(平成25年8月31日) |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>資産の部</b>                  |           |
| 流動資産                         |           |
| 現金及び預金                       | 2,868,551 |
| 売掛金                          | 2,059,794 |
| その他                          | 812,042   |
| 貸倒引当金                        | 6,471     |
| 流動資産合計                       | 5,733,917 |
| 固定資産                         |           |
| 有形固定資産                       | 404,035   |
| 無形固定資産                       |           |
| のれん                          | 318,853   |
| その他                          | 1,174,237 |
| 無形固定資産合計                     | 1,493,090 |
| 投資その他の資産                     | 1,191,736 |
| 固定資産合計                       | 3,088,862 |
| 資産合計                         | 8,822,780 |
| <b>負債の部</b>                  |           |
| 流動負債                         |           |
| 買掛金                          | 645,303   |
| 短期借入金                        | 2,850,000 |
| 賞与引当金                        | 140,228   |
| その他                          | 668,138   |
| 流動負債合計                       | 4,303,670 |
| 固定負債                         |           |
| 長期借入金                        | 112,842   |
| その他                          | 16,160    |
| 固定負債合計                       | 129,002   |
| 負債合計                         | 4,432,673 |
| <b>純資産の部</b>                 |           |
| 株主資本                         |           |
| 資本金                          | 2,012,513 |
| 資本剰余金                        | 1,708,269 |
| 利益剰余金                        | 1,273,449 |
| 自己株式                         | 628,979   |
| 株主資本合計                       | 4,365,253 |
| その他の包括利益累計額                  |           |
| 為替換算調整勘定                     | 11,621    |
| その他の包括利益累計額合計                | 11,621    |
| 新株予約権                        | 30,699    |
| 少数株主持分                       | 5,776     |
| 純資産合計                        | 4,390,107 |
| 負債純資産合計                      | 8,822,780 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第4四半期連結累計期間】

(単位：千円)

|                    | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |
|--------------------|---|
| 売上高                | 15,489,342                                  |
| 売上原価               | 11,861,160                                  |
| 売上総利益              | 3,628,182                                   |
| 販売費及び一般管理費         | <sup>1</sup> 4,555,656                      |
| 営業損失( )            | 927,474                                     |
| 営業外収益              |   |
| 受取利息               | 1,209                                       |
| 為替差益               | 201,258                                     |
| その他                | 27,495                                      |
| 営業外収益合計            | 229,963                                     |
| 営業外費用              |   |
| 支払利息               | 17,967                                      |
| 持分法による投資損失         | 8,495                                       |
| その他                | 607   |
| 営業外費用合計            | 27,071                                      |
| 経常損失( )            | 724,582                                     |
| 特別損失               |   |
| 減損損失               | 255,311                                     |
| 関係会社株式売却損          | 14,647                                      |
| その他                | 903   |
| 特別損失合計             | 270,862                                     |
| 税金等調整前四半期純損失( )    | 995,445                                     |
| 法人税等               | 276,214                                     |
| 少数株主損益調整前四半期純損失( ) | 719,230                                     |
| 少数株主利益             | 522   |
| 四半期純損失( )          | 719,752                                     |

【四半期連結包括利益計算書】  
【第4四半期連結累計期間】

(単位：千円)

|                    | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |
|--------------------|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失( ) | 719,230                                     |
| その他の包括利益           |   |
| 為替換算調整勘定           | 12,963                                      |
| 四半期包括利益            | 732,193                                     |
| (内訳)               |   |
| 親会社株主に係る四半期包括利益    | 733,522                                     |
| 少数株主に係る四半期包括利益     | 1,329                                       |

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |                  |
|---|------------------|
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>                     |                  |
| 税金等調整前四半期純損失( )                             | 995,445          |
| 減価償却費                                       | 353,996          |
| 減損損失  | 255,311          |
| のれん償却額                                      | 80,890           |
| 貸倒引当金の増減額( は減少)                             | 155              |
| 賞与引当金の増減額( は減少)                             | 50,502           |
| 受取利息及び受取配当金                                 | 1,209            |
| 支払利息  | 17,967           |
| 為替差損益( は益)                                  | 102,083          |
| 関係会社株式売却損益( は益)                             | 14,647           |
| 持分法による投資損益( は益)                             | 8,495            |
| 固定資産除却損                                     | 858              |
| 売上債権の増減額( は増加)                              | 202,009          |
| 仕入債務の増減額( は減少)                              | 193,934          |
| その他   | 234,561          |
| 小計  | 558,859          |
| 利息及び配当金の受取額                                 | 1,289            |
| 利息の支払額                                      | 17,919           |
| 法人税等の支払額                                    | 1,184,365        |
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>                     | <b>1,759,855</b> |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>                     |                  |
| 関係会社株式の取得による支出                              | 33,000           |
| その他の関係会社有価証券の払込による支出                        | 45,000           |
| 有形固定資産の取得による支出                              | 221,438          |
| 無形固定資産の取得による支出                              | 1,477,471        |
| 敷金及び保証金の差入による支出                             | 214,941          |
| 敷金及び保証金の回収による収入                             | 3,639            |
| 貸付金の回収による収入                                 | 18,386           |
| 事業譲受による支出                                   | 50,388           |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出                    | 304,177          |
| その他   | 2,867            |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>                     | <b>2,327,258</b> |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>                     |                  |
| 短期借入れによる収入                                  | 6,720,000        |
| 短期借入金の返済による支出                               | 3,870,000        |
| リース債務の返済による支出                               | 3,961            |
| 長期借入金の返済による支出                               | 43,930           |
| ストックオプションの行使による収入                           | 135,139          |
| 株式の発行による収入                                  | 2,053,334        |
| 自己株式の取得による支出                                | 55,296           |
| 自己株式の売却による収入                                | 14,373           |
| 新株予約権の発行による収入                               | 46,639           |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>                     | <b>4,996,299</b> |
| <b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>                     | <b>52,690</b>    |
| 現金及び現金同等物の増減額( は減少)                         | 961,876          |
| <b>現金及び現金同等物の期首残高</b>                       | <b>1,901,631</b> |

現金及び現金同等物の四半期末残高

---

1 2,863,507

---



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

KLab America, Inc.

KLab Cyscorpions Inc.

メディアインクルーズ株式会社

可来<sup>8F</sup>件<sup>5F</sup>53<sup>00</sup>53<sup>01</sup> (上海) 有限公司 (KLab China)

(2) 非連結子会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、それぞれ合計の総資産、売上高、四半期純利益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

KLab Ventures株式会社

持分法適用の範囲から除いた理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ四半期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

KLab Global Pte. Ltd. 12月31日

KLab America, Inc. 3月31日

|  |        |
|--|--------|
| KLab Cyscorpions Inc.  | 12月31日 |
| メディアインクルーズ株式会社   | 3月31日  |
| 可来 <sub>88</sub> 件 <sub>5F53</sub> <sub>00D</sub> (上海)有限公司(KLab China) | 12月31日 |

連結子会社のうち、四半期決算日が四半期連結決算日と異なる子会社については、四半期連結財務諸表の作成にあたり、四半期連結決算日に仮決算を行った財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当四半期連結会計期間末の進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

#### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (7) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日至平成25年8月31日) |  |
|---|--|
| (1) 連結の範囲の重要な変更                         | 第1四半期連結会計期間より、KLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられるため、連結の範囲に含めております。また、メディアインクルーズ株式会社及び可来(上海)有限公司(KLab China)については株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 |
| (2) 持分法適用の範囲の重要な変更                      | 第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合については今後重要性が増すと考えられるため、持分法適用の範囲に含めております。   |

#### 【会計方針の変更等】

| 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日至平成25年8月31日) |   |
|---|---|
| (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)          | 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当第4四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

|         | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)  |
|---------|--|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第4四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。<br>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 |

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

|          | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |
|----------|---|
| 広告宣伝費    | 1,402,470千円                                 |
| 給与手当及び賞与 | 1,012,881千円                                 |
| 賞与引当金繰入額 | 43,729千円                                    |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

|                  | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |
|------------------|---|
| 現金及び預金           | 2,868,551千円                                 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 5,044千円                                     |
| 現金及び現金同等物        | 2,863,507千円                                 |

(株主資本等関係)

当第4四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当第4四半期連結累計期間において、株式会社博報堂並びにOakキャピタル株式会社から第三者割当増資の払込、及び、新株予約権の権利行使がありました。この結果、資本金が1,110,333千円、資本準備金が1,110,333千円増加し、この結果、当第4四半期連結会計期間末において資本金が2,012,513千円、資本剰余金が1,708,269千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第4四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」、PC・モバイルのWebサイト開発・統合・移管、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS(ディーサス)」サービスの提供、受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営、培った技術やノウハウの製品化・ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとしての提供などから構成される「その他事業」を主たる事業としております。

したがって、当社グループは、サービスの提供形態を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「ゲーム事業」「その他事業」の2つの報告セグメントに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント    |         | 四半期連結<br>損益計算書<br>計上額<br>(注) |
|-----------------------|------------|---------|------------------------------|
|                       | ゲーム<br>事業  | その他事業   |                              |
| 売上高                   |            |         |                              |
| 外部顧客への売上高             | 14,551,393 | 937,949 | 15,489,342                   |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 |            |         |                              |
| 計                     | 14,551,393 | 937,949 | 15,489,342                   |
| セグメント利益               | 3,342,012  | 286,169 | 3,628,182                    |

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っておりません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ゲーム事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第4四半期連結累計期間において255,311千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「ゲーム事業」セグメントにおいて、平成24年9月3日付でメディアインクルーズ株式会社の発行済株式総数の100%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第4四半期連結累計期間においては307,101千円であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目  | 当第4四半期連結累計期間<br>(自平成24年9月1日<br>至平成25年8月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額   | 27円00銭                                      |
| (算定上の基礎)  |   |
| 四半期純損失金額(千円)  | 719,752                                     |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)  |   |
| 普通株式に係る四半期純損失金額(千円)   | 719,752                                     |
| 普通株式の期中平均株式数(株)   | 26,654,190                                  |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 |   |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(重要な事業の譲渡)

当社は、平成25年10月11日開催の取締役会において、株式会社アクロディアに対してSI事業部門を、株式会社レピカに対してライセンス事業部門を譲渡することについて決議いたしました。

(1) 事業譲渡の理由

当社グループでは、大規模システムのインテグレーションを行うSI事業、当社の技術やノウハウを製品化し、ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとして提供するライセンス事業を行ってまいりましたが、平成25年12月期第3四半期連結累計期間における当社グループ売上の93%をゲーム事業が占める状況となり、注力事業の転換が成果を遂げるにいたりました。

SI事業およびライセンス事業においても不採算案件からの撤退、案件単位での合理化を推進し、事業として一定の成熟を見ることができたことから、当該事業を売却し、経営資源をゲーム事業に集約することで、当社グループの注力事業における優位性の確保と、企業価値の向上を図れるものと判断し、本件事業譲渡を決定いたしました。

(2) 事業譲渡の概要

SI事業譲渡の概要

A. 譲渡する相手会社の名称

相手会社の名称：株式会社アクロディア

B. 譲渡する事業の内容、規模

譲渡する事業：SI事業

譲渡する事業内容：コンシューマ向けコンテンツの提供を行う顧客に対する、大規模システムのインテグレーションサービス。

|       | SI事業(a) | 平成24年8月期実績(b) | 比率(a/b) |
|-------|---------|---------------|---------|
| 売上高   | 949百万円  | 15,209百万円     | 6.2%    |
| 売上総利益 | 474百万円  | 5,829百万円      | 8.1%    |
| 営業利益  | 455百万円  | 2,810百万円      | 16.2%   |
| 経常利益  | 455百万円  | 2,819百万円      | 16.1%   |

C. 譲渡する資産・負債の額

(資産)

流動資産：83百万円

固定資産：3百万円

(負債)

流動負債：9百万円

固定負債：百万円

D. 譲渡の時期

平成25年11月1日

E. 譲渡価額(予定)

350百万円

## ライセンス事業譲渡の概要

### A. 譲渡する相手会社の名称

相手会社の名称：株式会社レピカ

### B. 譲渡する事業の内容、規模

譲渡する事業：ライセンス事業

譲渡する事業内容：当社が培った技術やノウハウを製品化し、ソフトウェアパッケージやアプリケーションとして提供するサービス。

|       | ライセンス事業(a) | 平成24年8月期実績(b) | 比率(a/b) |
|-------|------------|---------------|---------|
| 売上高   | 270百万円     | 15,209百万円     | 1.8%    |
| 売上総利益 | 248百万円     | 5,829百万円      | 4.3%    |
| 営業利益  | 207百万円     | 2,810百万円      | 7.4%    |
| 経常利益  | 207百万円     | 2,819百万円      | 7.4%    |

### C. 譲渡する資産・負債の額

(資産)

流動資産：37百万円

固定資産： 百万円

(負債)

流動負債：90百万円

固定負債： 百万円

### D. 譲渡の時期

平成25年11月1日

### E. 譲渡価額(予定)

250百万円



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月15日

K L a b株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千葉達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成24年9月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第4四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第4四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第4四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。